



# ちよっとためになる お金 の話

こんにちは。子育てで世代専門のFP（ファイナンシャルプランナー）角山です。

まもなく今年も終わりますね。皆様、今年、やり残しはありませんか？「できる」と「できない……」心算と納税ですね。

## ★心算と納税

既に利用されている方も多いと思いますが、簡単に「ご説明をします。ふるさと納税」とは、「応援したい自治体へ寄付をする」とその分、皆様の税金が安くなる制度です。寄付のお礼として、お肉、お米、果物、家電などの返礼品がもらえることでも人気があります。

## 【くわい】

- ①好きな自治体に寄付をする。  
生まれた場所でなくてもOK。ただし、自分の住んでいる自治体に寄付をしても返礼品はもらえません。
- ②寄付額のうち2000円を超えた分が翌年の税金(主に住民税)から控除されます。

例：30000円寄付した場合→

28000円が税金から控除され、自己負担は2000円のみ。

③手続きは「確定申告」または「ワンストップ特例」で完了します。

以前は確定申告が必須でしたが、会社員の方など「確定申告をしない人」でも控除を受けられるようになった制度がワンストップ特例制度です。

## 【ワンストップ制度を利用するメリット】

- ・確定申告が不要
- ・寄付先から送られてくる申請書に記入して返送するだけ(マイナンバーカードがあればスマホで手続きできる自治体が増えていきます)

## ◆メリットまとめ

- ・好きな自治体やプロジェクトを応援できる
- ・税金を実質、2000円の負担で節約できる
- ◆注意※
- ・返礼品が楽しみ
- ・年収に応じて「寄付できる上限額」が

決まっています。たくさん寄付しても必ず控除されるわけではありません。

## 【確認方法】

源泉徴収票を用意し、「ふるさと納税上限額 シミュレーション」で検索すると簡易版と詳細版がありますが、詳細版がおすすです。上限額を超えて寄付することもできますが、その場合はたの寄付になります。返礼品の価値は寄付額の3割程度なので、寄付のしすぎには注意してください。

・ワンストップ制度を利用する場合、寄付先は5自治体以内です。

・ワンストップ制度を利用した人が、後から確定申告をすると、ワンストップが無効になります。例えばワンストップ制度を利用したが、医療費が増え、医療費控除の確定申告をすると、改めて寄付控除の申請が必要になります。

## 【ワンストップ制度の手続き確認方法】

5〜6月頃に届く「住民税通知書(長い用紙)」の左下の備考欄に、寄附金税額控除額が記載されているかを確認してください。もし記載がない場合は、修正申告が必要となりますので、ご注意ください。

今年も1年間、ありがとうございました。来年はさらに有益な情報を発信しますし、何かご不明な点がありましたら、お知らせください。来年も良かったら見てくださいね。

## HUG HUG特典 無料相談は要予約

角山先生と1対1で相談(相談時間:1時間 無料)

&  
家計診断(ライフプラン)作成プレゼント

無料相談をご希望の方は、メールにて受け付けています。  
①氏名 ②メールアドレス ③電話番号 ④ご希望の日時を明記し、「info@hughug-town.com」までお送りください。



## 角山 大尚

約22年前より独立し、ファイナンシャルプランナーとしてセミナーや個別相談会を全国各地で開催。個別で勉強して身につけた知識をどう実生活に活かしていくかをアドバイスしている。